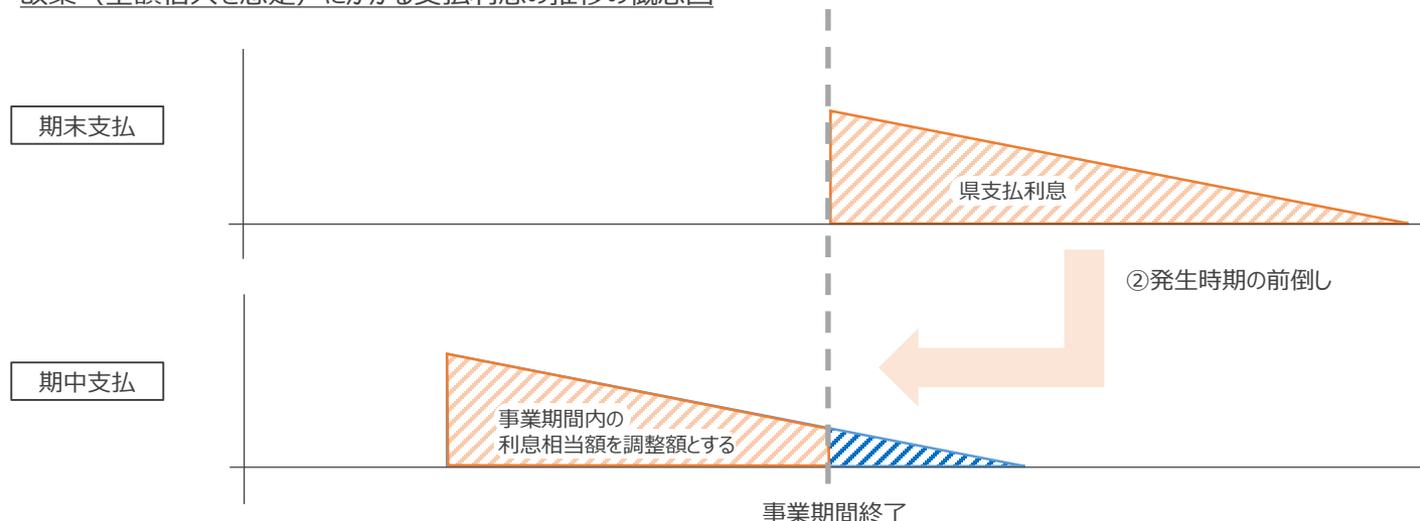


## 残存価値相当額の支払時期に応じた調整

改築（全額借入を想定）にかかる支払利息の推移の概念図



- 残存価値相当額の支払を期末に行う場合、事業期間中の支払利息は運営権者で発生し、事業期間終了後の支払利息は県で発生する。
- 残存価値相当額の支払を期中に行う場合、運営権者では支払利息が生じない一方、県の支払利息の発生時期は事業期間中に前倒される。
- 応募者が残存価値相当額の支払を期中に受けることを選択する場合、本事業期間中の支払に伴う調整（競争条件を揃えるための措置）として、**事業期間中の県の支払利息を利用料金収入及び残存価値相当額に加算調整する。**
- 残存価値相当額の支払を期中に行う場合、支払は各年毎とする。

【適用利率】 水道用水供給事業 : 年利 1. 2 % (過去20年間の政府債利率平均値)  
工業用水道事業 : 年利 1. 0 % (過去20年間の機構債利率平均値)